

議案（１）地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について

路線バスや市生活バスの運行について、国が定める「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業を活用するためには、地域公共交通計画に補助対象系統等を位置付けることが必要であり、本市では、6月の第2回地域公共交通協議会においてこの計画の承認を、8月の第3回地域公共交通協議会において計画の一部改訂の承認をいただいておりますが、下記の箇所において変更がございましたので、運輸局へ提出した申請書類の差替えを行うものです。

【変更箇所】

- ・「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者」の「表1」における「計画運行回数」
- ・「10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」の「表5」における「交通不便地域等」の「人口」

令和7年6月26日

(名称) 下関市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等は様々であった。

その後の合併協議において新たな制度の構築がされることになり、4町地域のバス交通制度について、サービス水準の統一や地域間における公平性を図りながらそれぞれの地域状況にあった移動手段を確保するため、平成20年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。この基本方針に基づき、各地域内のバス交通計画を作成し、平成21年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成22年4月から本格運行を実施した。

平成24年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け、運行を継続的に行っているところであるが、利用者数は減少傾向にあり、運行を取り巻く環境は厳しい。平成30年3月には「下関市地域公共交通網形成計画」を策定し、実施施策として「生活バス路線の再編」「生活バスの運行」を定め、その後、「下関市地域公共交通再編実施計画」策定における取組として公共交通不便地域のアクセス改善や生活交通確保の検討を行っている。

豊田・菊川地域では、広域移動を担う路線バスが幹線道路を運行しており、生活バスについては地域内交通として路線バスを補完する支線の役割を担っている。

また、豊田地域においては、現在運行を行っている生活バスにおいて、利用率や住民の生産性向上、利便性の向上を図ることを目的とし、配車ルートや配車時間などに柔軟に対応するためのAIオンデマンド機能を導入するとともに、各地区の路線運航を豊田地区全域での区域運行を行っていく予定としている。

この地域は、集落が分散しており、集落から幹線道路の路線バス停留所までは距離がある過疎地域及び中山間地域等であり、生活バスおよびブルーライン交通は日常生活に不可欠な交通弱者の交通手段として機能している。

当該地域住人の生活圏は、各地域内のほか、下関市の中心部や豊浦、豊北、長門市方面にまで及んでおり、生活バスおよびブルーライン交通が広域移動の手段である幹線バス路線にも接続している必要性が非常に高い。

学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、通勤、通学、買い物や通院などの社会生活をおくるにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。特に、過疎地域においては、その重要性が高く、急速に高齢化が進む中、地域の公共交通であるバス系統を維持・確保していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【生活バス】

・令和8年度の目標利用者数設定

デマンド運行系統：

令和5年度（R4年10月～）から令和7年度（～R7年3月）までの利用実績から算出
定時定路線運行系統：

年間運行回数から、1回当たりの平均輸送人員2人以上となる値を算出

豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられる。令和9年度以降については、利用促進活動を継続して行うとともに、潜在需要の開

拓を行うことで、利用者数の維持を目指すものとして、目標利用者数を設定。

- ・令和9年度～令和11年度の目標利用者数について
 豊田地域：(デマンド) 柵ノ木・一の俣・今出・一の瀬線
 菊川地域：(デマンド) 柵ノ木・保木線
 (定時定路線) 内日・田部循環線
 目標利用者数：令和8年(2026)度 豊田地域 2,430人/年、菊川地域 2,220人/年
 令和9年(2027)度 豊田地域 2,430人/年、菊川地域 2,220人/年
 令和10年(2028)度 豊田地域 2,466人/年、菊川地域 1,916人/年
 令和11年(2029)度 豊田地域 2,466人/年、菊川地域 1,916人/年
- ・補助金を活用し、利用促進を図り、収支の1%改善を目指すことで、公的負担の現状維持を目指す。

【ブルーライン交通】

路線定期運行(豊田町西市～平原・市立病院～来福台)

- ・令和8年度～令和11年度の目標利用者数について
 豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられるため、利用促進活動を継続して行うとともに、潜在需要の開拓を行うことで、R6(2024)年度利用者数実績を基に、利用者数の維持を目指す。
 R6(2024)年度の利用者数実績 4,165人
- ・補助金を活用し、利用促進を図り、収支の1%改善を目指すことで、公的負担の現状維持を目指す。
 (下関市地域公共交通計画 第5章5-2参照)

(2) 事業の効果

生活バス等を維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【生活バス】

実施主体：下関市

- ・乗車料金の一律ワンコイン(100円)を継続。(H30年4月～)
- ・再編実施計画に伴う、運行の見直し(R2.10.1～R7.9.30)
- ・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成

【路線バス(運行系統：豊田町西市～平原・市立病院～来福台)】

実施主体：ブルーライン交通

- ・適切なダイヤ、運行ルート検討、利便性を向上させた路線再編の周知、PR
- ・こども50円バスの実施
- ・鉄道・路線バス等の総合時刻表の作成・配布
- ・公共交通協議会等による利用者意見の把握・反映

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)による「表1」添付。

【表1への添付資料】

- ・運行系統図
- ・フィーダー補助系統の概要一覧
- ・チラシ、時刻表

【補助要件の具備】

要綱別表7(第16条第1項関連)

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）より

【生活バス】

ハ②(1) 過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統による運行であること

→ 別添「運行系統図」及び「運行系統概要一覧」参照。

②(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。

→ 別添「交通不便地域指定地区」図参照

【ブルーライン交通】

ハ① 国庫補助金の補助対象地域間幹線系統に接続するフィーダー系統による運行であり、中核市が専らその運行を支援するものでないもの。

【生活バス・ブルーライン交通】

ニ 既存交通ネットワーク等との統合が図られていること。

→ 別添「運行系統図」のとおり既存バス路線とすみ分けを行っている。

ホ③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

【生活バス運行予定者の選定】

地域に密着した運行内容であることから、地域の道路事情を熟知し、市内に営業所を持って不測の事態にも対応可能な体制の事業者を市の登録事業者から選定し、総合的に判断するために指名競争入札を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【生活バス】

下関市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として下関市が負担する。

【路線バス（運行系統：豊田町西市～平原・市立病院～来福台）】

対象路線は、路線バス事業者が運行するバス路線の廃止に伴い、下関市がブルーライン交通に運行を依頼する路線であるため、運行事業の経常欠損額を下関市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者アンケート、住民ヒアリング等。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年3月8日 協議会の設立 ・平成25年4月15日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成25年6月24日 生活交通ネットワーク計画協議（H26～H28） ・平成26年6月26日 生活交通ネットワーク計画協議（H27～H29） ・平成26年12月12日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成27年2月3日 生活バス（菊川地域）のバス停新設に係る協議 ・平成27年6月25日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H28～H30） ・平成27年12月9日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成28年3月10日 生活バス（豊田地域）の運行ルートの変更に係る協議 ・平成28年6月27日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H29～H31） ・平成28年12月19日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成29年5月29日 自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議 ・平成29年8月29日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H30～H32） ・平成29年10月30日 下関市生活バスのワンコイン化について ・平成29年12月19日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ・平成30年2月26日 第8回下関市公共交通整備検討委員会 （下関市総合交通戦略・網形成計画の承認） ・平成30年3月30日 下関市地域公共交通網計画策定 ・平成30年4月23日 粟野地区コミュニティタクシーの廃止について ・平成30年6月25日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H31～H33） ・平成30年7月10日 下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の選任について ・平成30年9月5日 下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画（案）について ・平成31年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について ・令和元年6月24日 平成30年度市町村運営有償運送の運行状況について 地域内フィーダー系統確保維持計画について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について ・令和元年8月8日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について ・令和元年12月24日 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・地域公共交通再編推進事業）に関する事業評価について 菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載試行運行の実施について 菊川児童クラブ移転に伴う菊川地区生活バスの一部経路変更について ・令和2年2月14日 下関市地域公共交通再編実施計画(案)の策定について（報告） 	

- ・ 令和 2 年 5 月 21 日 下関市生活バス 運行方法の変更計画（案）について
下関市生活バス 停留所の名称変更について
下関市生活バス 運休日の変更について
- ・ 令和 2 年 7 月 15 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和元年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
下関市地域公共交通再編実施計画の策定について
- ・ 令和 3 年 1 月 6 日 令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備
等整備事業）に関する事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載について
- ・ 令和 3 年 6 月 21 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 2 年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 3 年 7 月 19 日 下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
山口宇部空港と JR 下関駅を結ぶ乗合タクシーの運行について
- ・ 令和 4 年 1 月 6 日 令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
新型コロナウイルス感染症に関する市内バスの状況について
- ・ 令和 4 年 6 月 30 日 下関市生活バス 菊川町における経路及び便数の一部変更について
下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 3 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 4 年 9 月 1 日 下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
- ・ 令和 5 年 1 月 13 日 令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系
統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への
移行について
- ・ 令和 5 年 3 月 23 日 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への
移行について
- ・ 令和 5 年 5 月 11 日 下関市地域公共交通協議会規約（案）について
下関市地域公共交通協議会の役員について
下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について
下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について
下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について
令和 5 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）
について
令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について
※同日「下関市地域公共交通協議会」発足
- ・ 令和 5 年 6 月 30 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 4 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 5 年 8 月 4 日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案に
ついて

・ 令和 5 年 11 月 27 日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について 下関市地域公共交通計画について
・ 令和 5 年 12 月 25 日	一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について 令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 6 年 2 月 21 日	自家用有償旅客運送の変更登録の申請について 下関市生活バス（豊田地域）における運行管理の体制等の変更について
・ 令和 6 年 5 月 16 日	下関市地域公共交通協議会事務局規程の改正について
・ 令和 6 年 6 月 27 日	下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 5 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通計画策定業務の進捗状況等について
・ 令和 6 年 8 月 27 日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 6 年 11 月 11 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 6 年 12 月 24 日	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 7 年 1 月 30 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 7 年 3 月 12 日	地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の契約の一部変更（予定）について 令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業計画の変更について
・ 令和 7 年 5 月 27 日	令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業報告及び決算報告について 令和 7 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 下関市地域公共交通計画（案）について 令和 7 年度下関市地域公共交通利便増進実施計画検討業務の発注について
・ 令和 7 年 6 月 26 日	下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 6 年度自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通利便増進実施計画策定業務について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 地域のイベント（敬老会等）で、広報チラシを配布した住民意識の醸成。
- ・ 広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成。
- ・ 生活バス路線沿線住民へのアンケート実施。
- ・ アンケート結果及び地元要望等を、バス路線の地域公共交通計画に反映。
- ・ パブリックコメントや市民との意見交換会を実施。意見等を集約し、地域公共交通計画に反映。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）下関市南部町 1 - 1

（所 属）下関市都市整備部都市計画課

（氏 名）坂田 夕貴

（電 話）0 8 3 - 2 3 1 - 1 4 4 1

（e-mail）tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様 の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで 該当する要件 (別表7のみ)
下関市	下関市	(1)	李路子・一の 俣 ・今出・一の 瀬線		下李路子・ 下八道・鷹子・ 庭田・一の俣・ 上浮石・秋葉・ 稲見・今出・ 台・日高萩・			291日	1,755.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ 殿居ほか9停留所、荒木温泉ほか8停 留所、石柱溪口ほか6停留所、阿座上口 ほか6停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通 (下関・豊田線、仙崎線、下仙崎線)	③
		(2)	縦ノ木 ・保木線		中山 保木 轡井			291日	757.0回			区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(3)	内日・田部 循環線	バス ターミ ナル	吉賀・檜崎 日新・植田 内日下	バス ターミ ナル	25.0km 循環	291日	531.0回			路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通 (下関・豊田線、仙崎線)	③
下関市 美祿市	ブルーライン交通	(4)	豊田町西市～ 平原・市立病 院～来福台	豊田町西市	平原・ 市立病院	来福台	往 25.4km 復 25.4km	365日	1,095.0回			路線定期	①	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：豊田町西市停留所 ・サンデン交通 (下関～豊田線、仙崎線)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

〈表 1 「計画運行回数」 根拠資料〉

表 1 の別紙

◆令和8年度計画運行回数は、令和4年度～令和6年度の実績を踏まえて以下のとおりとした。

令和4年度～令和6年度フィーダー補助金交付申請資料より

補助 ブロック名	市区町 村名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			R8 計画 運行日数	R8 最大計画 運行回数 い	R4 (実績) 運行回数 割合	R5 (実績) 運行回数 割合	R6 (実績) 運行回数 割合	過去3年間の 最大運行割 合	R8 推計運行 割合 ろ	R8 計画運行 回数 い×ろ=は	令和8年度 計画運行回数の算定方法
				起点	主な 経由地	終点									
山陽	下関市	1	奈路子線		下奈路子 下八道 鷹子 庭田		291 日	2,619.0回	49.15%	49.43%	92.00%	92.00%	67.00%	1,755.0回	R8年度からは、豊田地区各地区での区域運行を、豊田地区全域での区域運行とする予定である。当路線の計画運行回数は、各地区路線区域運行の最大計画運行回数に過去3年間の運行割合（実績）の最大値とを基にした推計運行割合を乗じて算出回数を合算したものとした。
		2	一の俣線		一の俣 上浮石 秋葉 稲見				17.86%	16.15%	74.00%	74.00%			
		3	今出線		今出 台				16.38%	16.84%	35.00%	35.00%			
		4	一の瀬線		日高菰				24.32%	27.30%	55.00%	55.00%			
		5	縦ノ木保木線		中山 保木 轡井				291 日	1,113.0回	27.08%	27.96%			
	6	内日・田部循環線	バスターミナル	吉賀 檜崎 日新 植田 内日下	バスターミナル	291 日	531.0回	—	—	—	—	—	—	531.0回	路線定期運行である事から、最大運行回数を計画運行回数とする。 ※ 運行回数 1往復 = 1回 1循環 = 1回
	下関 美祿	7	豊田町西市～平原・市立病院～来福台線	豊田町西市	平原・ 市立病院	来福台	365 日	1,095.0回	—	—	—	—	—	—	1,095.0回
合計			系統												

【フィーダー補助系統の概要一覧】

※複数運行事業者である場合の参考

表 1 添付資料

申請番号	運行事業者	運行系統名	運行ダイヤ	運行回数/日	キロ程 (km) 又は 1回当たりの サービス提供時間	結節点の概要 (バス路線名・駅・港等)	備考
1	下関市	空路子・一の俣 ・今出・一の瀬線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	制限なし	60分	・ブルーライン交通(株) (滝部線) ・サンデン交通(株) (下仙崎線、下関・豊田線、 仙崎線)	区域運行 (デマンド)
2	下関市	縦ノ木・保木線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：4回/日 土：3回/日	60分	・サンデン交通(株) (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
3	下関市	内日・田部 循環線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：2回/日 土：1回/日	25.0km/回	・サンデン交通(株) (下関・豊田線、仙崎線)	路線定期運行
4	ブルーライン交通	豊田町西市～ 平原・市立病院～ 来福台線	通年	3回/日	往 25.4km 復 25.4km	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：豊田町西市停留所 ・サンデン交通 (下関～豊田線、仙崎線)	路線定期運行

○運行回数は、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路の場合のみの場合は0.5回とする。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下関市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	87,422
交通不便地域等	30,903

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
25,065	旧豊田町全域・旧豊北町全域・旧豊浦町全域(ただし、山村振興法の地区は除く)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域
3,677	旧豊田町(西市町、殿居村) 旧豊北町(田耕村・宇賀村)	山村振興法に基づく振興山村地域
156	六連島・蓋井島	離島振興法
2,005	内日・菊川町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下関市地域公共交通計画	令和7年6月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

【 交通不便地域指定（局長指定）地域世帯数及び人口 】

表 5 の別紙

地方運輸局へ指定を申請する地域

(人)

地区別	町名	世帯数	人口	世帯あたりの人口	交通空白地世帯数	交通空白地人口	※小数点以下切捨て
内日	大字内日下	219	417	1.9	120	228.0	
内日	大字植田	97	163	1.7	67	113.9	
菊川	菊川町大字久野	117	213	—	117	213.0	全域空白地
菊川	菊川町大字檜崎	250	511	—	250	511.0	全域空白地
菊川	菊川町大字日新	91	179	—	91	179.0	全域空白地
菊川	菊川町大字吉賀	283	670	2.4	257	616.8	
菊川	菊川町大字西中山	27	52	1.9	1	1.9	
菊川	菊川町大字東中山	17	32	1.9	0	0.0	
菊川	菊川町大字上保木	81	175	2.2	16	35.2	
菊川	菊川町大字下保木	65	143	2.2	10	22.0	
菊川	菊川町大字縦ノ木	6	10	—	6	10.0	全域空白地
菊川	菊川町大字道市	11	16	—	11	16.0	全域空白地
菊川	菊川町大字嚮井	32	59	—	32	59.0	全域空白地
計					978	2,005.8	2,005

※住民基本台帳より（令和7年3月31日現在）

※交通空白地世帯数は下関市統合型GISからカウント